

製造業(造船業を除く)事業場の構内において、注文者の安全衛生管理上の問題により下請事業場の労働者が被災した死亡災害等の事例(追加分)

⑥危険性の教示の欠如

○平成15年3月発生 休業1名 不休1名 化学工場

1. 労働災害発生状況

工場プラント(注文者所有)の改修工事に伴い、下請け企業の作業員が配管腐食したドレンバルブの交換作業を行うに当たって、ドレン交換作業に際して配管内を窒素パージすることから、交換作業時に残留窒素による酸素欠乏症等の発生の恐れがあるため、保護具としてエアラインマスクを着用し、当該作業を行うこととしたが、その際、誤って、同ホースをエア配管ではなく窒素送気器官に接続したため、酸素欠乏症となったものである。

2. 注文者の安全管理上の問題点

- (1) エア送気管及び窒素送気管とも、その名称表示等がされていなかった。
- (2) 注文者から下請事業者及び作業員に対し、当該作業に必要な情報(設備に関する情報等)の教示・伝達がなされていなかった。

⑦危険性・有害性の教示の欠如

○平成15年7月発生 死亡1名 一酸化炭素中毒19名(不休を含む)

プラスチック製造工場

1. 労働災害発生状況

化学工業製品製造業(注文者)のプラスチック製造工場において、下請け企業の労働者Aが、注文者所有の一酸化炭素製造プラント(プラスチックの原料である一酸化炭素を製造)において、プラントが一部稼働しているにもかかわらずバルブを二重に閉止する等の一酸化炭素の流入防止に必要な措置が講じられていない状態で休止プラント内部の清掃作業を行っていたところ、注文者から施設の構造・運転状況等について教示されていなかった他の下請企業の労働者が、プラントの他の箇所配管の自動弁の点検整備の作業中に誤って自動弁を開けてしまったため、労働者Aが稼働プラント側から流入した一酸化炭素ガスにばく露することにより死亡した。

2. 注文者の安全管理上の問題点

- (1) 施設全体の状況を把握している注文者が、点検整備の作業を行っていた下請企業に対し、施設の構造・運転状況等に関する情報を提供していなかった。
- (2) プラント内で下請け企業が作業を行うあたり、施設の所有者であり管理権限者である注文者が、自らバルブを二重に閉止する等、一酸化炭素の流入を防止するために必要な措置を講じなかった。